

山梨県公報

第二百九十六号

令和四年

六月二十七日

月 曜 日

目次

告示	三三五
○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	三三五
○指定納付受託者の指定	三三五
○土地改良区の定款の一部変更の認可	三七六
公告	三七六
○寄附金の収納事務の委託(二件)	三七六

告示

山梨県告示第四百四十六号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年六月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称(平成十七年山梨県告示第二百一十一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表三十一の項中「専門学校農業大学校入学試験」を「専門学校農林大学校入学試験」に、「専門学校山梨県立農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校」に改め、同表に次のように加える。

三十四 山梨県職員(行政用試験)	第一次試験に係る試験の得点、合計得点及び順位(最終)	合否通知を発送した日から一か月間	山梨県総務部 情報政策課
------------------	----------------------------	------------------	--------------

三十五 山梨県職員(行政用試験)	同右	選考結果発表前に送られた日から一か月間。	
同右	同右		
同右	同右		

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第四百四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和四年六月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 コミュニティ・ネットワーク株式会社 東京都文京区本郷三丁目十九番二号B Hビル
- 指定納付受託者に納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付する山梨県富士山保全協力金に係るものに限る。)
- 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカードの種類 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード

- Mastercard
- VISA

- 3 JCB
- 4 ダイナースクラブ
- 5 AMEX

四 指定納付受託者に納付させる期間 令和四年七月一日から同年十月十一日まで

山梨県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年六月十七日河口総合土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和四年六月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

公 告

● 寄附金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第二項の規定により、次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

令和四年六月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 富士吉田市松山千四百十四番地一 日富士株式会社
- 二 委託に係る寄附金 山梨県富士山保全協力金
- 三 委託の期間 令和四年五月二十七日から同年九月三十日まで

● 寄附金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第二項の規定により、次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

令和四年六月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 東京都文京区本郷三丁目十九番二号BHビル コミュニティ・ネットワーク株式会社
- 二 委託に係る寄附金 山梨県富士山保全協力金
- 三 委託の期間 令和四年七月一日から同年十月十一日まで